

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第13号

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則（平成12年新潟県規則第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(機械器具等使用料) 第9条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、県外に住所を有する者が機械器具等を使用する場合の使用料の額は、同項に規定する額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。 <u>ただし、知事が公益上その他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u>	(機械器具等使用料) 第9条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、県外に住所を有する者が機械器具等を使用する場合の使用料の額は、同項に規定する額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。